

船舶事故調査報告書

令和4年2月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	令和3年2月11日 05時45分ごろ
発生場所	愛知県田原市赤羽根漁港 赤羽根港東防波堤灯台から真方位342°720m付近 (概位 北緯34°36.5′ 東経137°11.2′)
事故の概要	遊漁船第三丸万丸 ^{まるまん} は、係留中、機関室で火災が発生した。 第三丸万丸は、機関室等に焼損を生じた。
事故調査の経過	令和3年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第三丸万丸、13トン AC2-5132（漁船登録番号）、個人所有 11.95m (Lr) × 4.48m × 1.61m、FRP ディーゼル機関、船内機、569.0kW、平成元年5月2日 第240-23381号（船舶検査済票の番号） 4サイクル、回転数毎分2,132、6気筒、ボア140mm、使用 燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月16日 免許証交付日 令和3年2月22日 (令和4年5月15日まで有効) 補助者 82歳 釣り客A 48歳
死傷者等	なし
損傷	機関室、操舵室等に焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時41分ごろ
事故の経過	本船は、赤羽根漁港に係留中、令和2年2月11日05時40分ごろ補助者（船長の手伝いをする者）が乗り、補助者が操舵室において

	<p>主機の暖気運転をする目的でメインスイッチを入れてスターターキーを回し、主機の回転数をアイドリング状態（回転数毎分約500）とした。</p> <p>補助者は、GPSプロッター等航海計器及び照明灯の電源を入れずに本船から降りて約50m離れた高台に設置された事務所に向かい、05時45分ごろ、ふと本船を見ると本船の船尾付近から黒煙が上がっているのを認め、本船に戻った。</p> <p>補助者は、本船の操舵室とその後部の客室から黒煙が上がっているのを認め、本船の着岸場所の前で車を駐車して出港を待っていた釣り客Aと共に操舵室へ入って主機を停止しようとしたができず、同室から持ち運び式粉末消火器を1本持ち出して客室に向かい、客室の床下から機関室を覗くと火炎を認めた。</p> <p>補助者は、持ち運び式粉末消火器のピンを抜いてレバーを握ったものの、消火剤が出なかったので消火活動は困難と思い、釣り客Aと共に本船から降りた。</p> <p>補助者は、船舶所有者に本事故の発生を連絡し、釣り客Aは、119番通報した。</p> <p>船長は、車で赤羽根漁港に向かっている最中に、船舶所有者から連絡を受けて本事故の発生を知り、同漁港に06時00分ごろ到着したときには本船は炎上していた。</p> <p>本船は、消防署により消火活動が行われて07時35分ごろ鎮火して水船状態となり、その後、引き揚げられて廃船処理された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、消火設備として操舵室に持ち運び式粉末消火器を2本、機関室に自動拡散型消火器が設置されていたが、有効期限が切れた持ち運び式粉末消火器が1本含まれており、また自動拡散型消火器は本事故発生時の作動状況が不明であった。</p> <p>補助者は、有効期限が切れた持ち運び式粉末消火器を使用して消火にあたったので消火剤が出なかったかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、帰港後、主機を停止した後に、次の出港に備えて機関室の点検を行っていたが、本事故前日の点検では、特に異常はなかった。</p> <p>本船は、月に平均して約20～25日運航されていた。</p> <p>本船は、日本小型船舶検査機構（第1種中間検査）の検査を令和2年6月1日に受けて合格していたが、検査の対象外となる絶縁抵抗試験等の電氣的な検査を新造から今まで受けたことがなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、赤羽根漁港で係留中、機関室内から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、約32年以上の間電氣的な点検整備が行われていない中、機関室内の配線が漏電して過熱したことにより、出火して延焼した可能性が考えられるが、出火した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、赤羽根漁港で係留中、機関室内から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、係留中、主機を始動した後、機関室の各部点検を行い、主機運転中、自船から離れないこと。 ・ 有効期限の切れた持ち運び式粉末消火器は、速やかに新しい消火器に交換すること。 ・ 定期的に電気配線の点検を行い、電線被覆に硬化が認められた場合、電線の交換を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

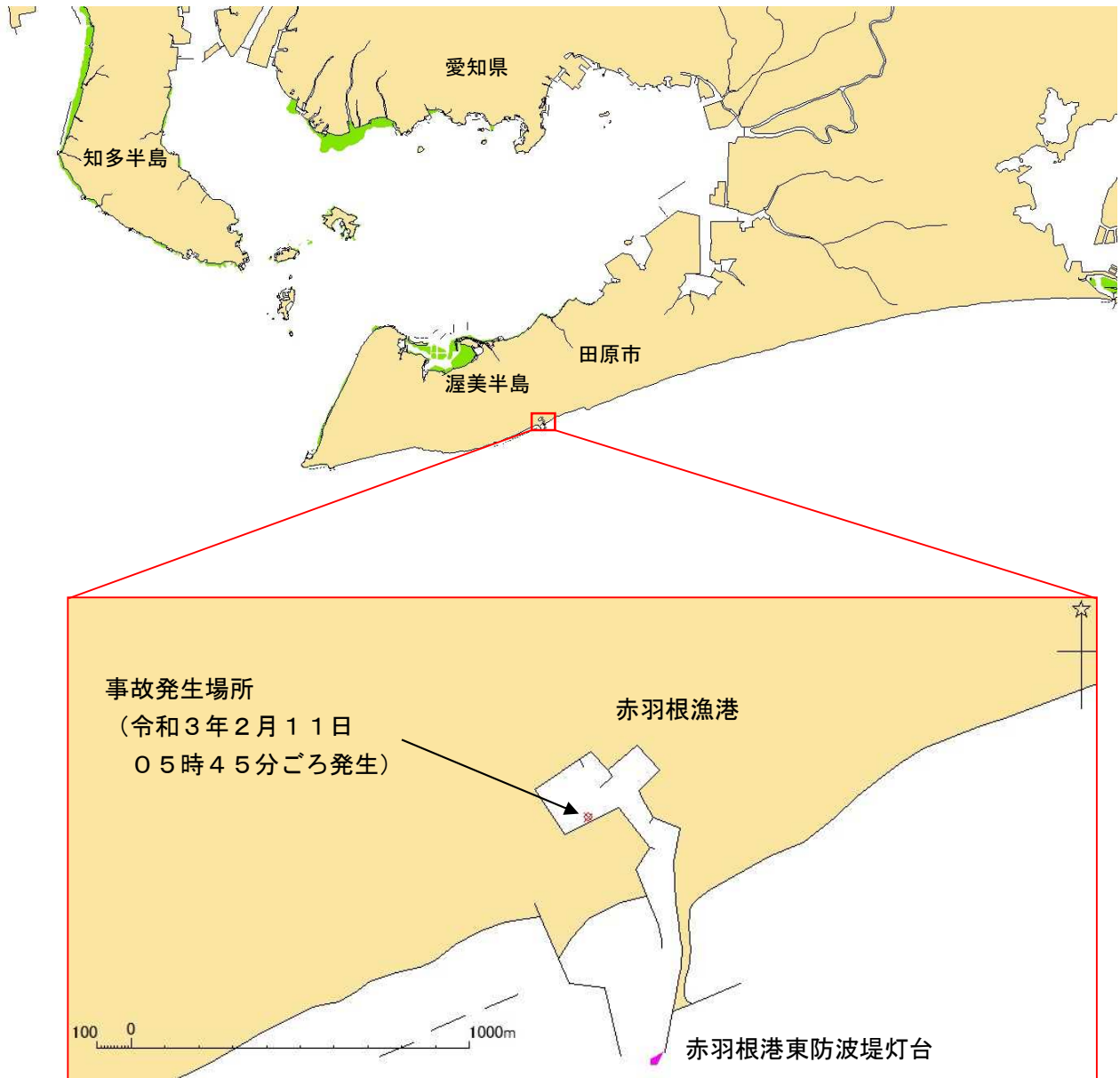


写真1 本船



漁業協同組合提供